



第57回通常総会開催 =水土里ネット島根=

2月2日島根県土地改良会館で、県土連（会長・長岡秀人出雲市長）の平成26年度土地改良功労者表彰式と第57回通常総会が開催された。

冒頭、長岡会長は「農業農村整備事業は、わが国農業の成長産業化に向けての基幹となる事業であるだけでなく、政権が掲げる地方創生を支える重要な事業であり国土強靱化にも大いに寄与するものである。我々土地改良関係者は、長年培ってきた水・土・里に関するノウハウを新たな政策に最大限活用し、新たな地域農業を切り開き、国民の財産である農業農村を守り発展させていくことが重要である」と挨拶した。表彰式では、土地改良事業の推進・発展に特に功績のあった土地改良区役職員など21名（次頁に掲載）の受賞者に、長岡会長から表彰状と記念品が贈呈された。また、当日は、仲家修一中国四国農政局長、小林淳一島根県副知事（島根県知事代理）、岡本昭二島根県議会議長など多数の来賓の出席を賜り祝辞が述べられた。

引続き行われた通常総会は、議長に速水雄一雲南市長、議事録署名人に近藤宏樹安来市長と勝田康則奥出雲町長を選出した後議事に移り、総額5億3千6百万円の平成27年度一般会計予算案や役員の退任に伴う補欠選任など9議案が提案されそれぞれ原案どおり可決承認された。最後に、「農業農村整備事業関係予算の必要額を当初予算で確保すること」など7項目の要望を訴えた決議が全会一致で採択され閉会した。

【可決承認された提出議案】

- 第1号議案 平成25年度事業報告の承認について
- 第2号議案 平成25年度会計収入支出決算及び財産目録の承認について
- 第3号議案 平成26年度会計収入支出補正予算(案)の議決について
- 第4号議案 平成27年度事業計画(案)の議決について
- 第5号議案 平成27年度賦課金の賦課及び徴収方法(案)について
- 第6号議案 平成27年度会計収入支出予算(案)の議決について
- 第7号議案 平成27年度借入金の限度額及び取引金融機関の承認について
- 第8号議案 役員報酬の承認について
- 第9号議案 役員の補欠選任について

◀新任役員▶ 監事・村尾明利（奥出雲町土地改良区理事長／2.2付）

◀退任役員▶ 代表監事・石倉徳章（前・松江市八雲町土地改良区理事長／H26.12.31付）

■第57回通常総会開催	1
■平成26年度土地改良功労者表彰受賞者の皆様	2
■シリーズ『土地改良相談の事例紹介』（第8回）	3
■活動組織 ご縁の国に集う	4
■今月の主な予定	4

平成26年度土地改良功労者表彰受賞者の皆様

～ おめでとうございます ～

(役員の一部 18名)

松江市土地改良区 (理事長職務代理)	小 草 道 男 様
松江市土地改良区 (理事)	持 田 好 弘 様
松江市土地改良区 (理事)	福 田 安 信 様
松江市土地改良区 (丕湯支部委員)	福 間 啓 夫 様
元松江市千酌土地改良区 (理事長)	大 西 博 様
揖屋干拓地土地改良区 (前理事)	上 野 克 次 様
雲南市土地改良区 (理事)	内 田 孝 志 様
頓原土地改良区 (前副理事長)	塚 原 勉 様(故人)
出雲市斐川土地改良区 (理事)	倉 橋 時 男 様
出雲市斐川土地改良区 (理事)	勝 部 宏 文 様
出雲市斐川土地改良区 (理事)	川 島 幸 男 様
大社町土地改良区 (理事)	金 築 修 様
通摩郡温泉津町土地改良区 (理事)	重 田 昭 三 様
通摩郡温泉津町土地改良区 (総括監事)	田 才 茂 信 様
通摩郡温泉津町土地改良区 (監事)	二 ッ 城 康 夫 様
邑智郡瑞穂土地改良区 (理事長)	熱 田 正 博 様
邑智郡瑞穂土地改良区 (副理事長)	伊 藤 明 様
益田市土地改良区 (副理事長)	橋 本 正 嗣 様

(職員の一部 3名)

邑南町	林 田 知 樹 様
前邑南町職員	森 上 寿 様
出雲市斐川土地改良区	杉 谷 公 平 様

シリーズ『土地改良相談の事例紹介』

第8回 《過怠金の減免》

◆相談内容

過怠金について以前は延滞金を100円につき1日金5銭としていたが、町税などの例から見ても高いので、第31条第3項の減免規定により年14.6%で今までの滞納分についても対応することを理事会で決定しその後、定款変更の認可を受けた。

第31条第1項の「延滞金」と「督促手数料」同条第2項の「市町村が処理する場合の過怠金」は、3つとも同条第3項の減免の対象となるか。（町税の場合「督促手数料」は実費となるので減免していない。土地改良区も「督促手数料」は実費だが減免してよいか。）

【現在の改良区の定款の第31条】

第31条 第25条、第26条または第27条の規定により賦課された賦課金、または夫役現品につき、これを滞納し、または定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その納期限の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（年365日日割計算）の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料実費を過怠金として徴収する。

- 2 前項の延滞金、または過怠金を市町村が処理する場合には、更に徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

◆回答

土地改良区の定款第31条第3項に「前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。」と定められていますので3つとも減免の対象となりますので、特別の事由により減免の必要がある場合は理事会で決定して対応願います。

「督促手数料」の実費についても「実費だから」ではなく「特別の事由に該当するのか」が問題だと思われます。

ただ注意しなければならないのは、相談事例では定款規定を途中で変更しており延滞金の利率が定款変更の認可日より変わってきますが、定款変更前の滞納分についても現行の年14.6%にすることを理事会で決定しているとしています。

この運用は今まで100円につき1日金5銭で延滞金を徴収したことがない場合はこのままでも問題ないと思われます。

しかしこの減免の決定以前に100円につき1日金5銭で延滞金を徴収したことがあった場合は組合員のあいだで不公平が生ずるので理事会で決定した減免の運用は検討の必要があります。

◆ご相談・お問合せ先◆水土里ネット島根／隠岐出張所 担当：前川（TEL：08512-2-9013）

活動組織 ご縁の国に集う

多面的機能支払 中国四国シンポジウム

2月5日松江市の「くにびきメッセ・国際会議場」において、島根県と島根県農地・水・環境保全協議会（会長・山碓英樹飯南町長）が主催（中国四国農政局共催）する「平成26年度多面的機能支払中国四国シンポジウムinご縁の国しまね」が開催され、県内外各地から活動組織や関係者ら約520名が参加した。シンポジウムは、山碓会長の開会宣言の後、小林淳一島根県副知事（島根県知事代理）、田中秀明中国四国農政局整備部長の挨拶に続き、講演、情勢報告、事例発表、情報提供が行われた。講演では、市山環境保全会（江津市）の牛尾且宏氏が、地域の大切な農地と景観、生態系を住民共通の財産と認識し、地域の協力体制とアイデアで復興したやぶさめのため池と棚田が、地域のシンボルゾーン、癒しと学びの場になっていることや、子供たちが農地を活用することが高齢者を“食”で元気にする取組に繋がることなど様々な体験談を紹介した。同保全会はその活動が高く評価され「平成26年度いきものにぎわい企業活動コンテスト」で農林水産大臣賞を受賞している。事例発表では、平成26年度多面的機能発揮促進事業中国四国農政局長表彰最優秀賞を受賞した島根県（邑南町口羽地区農地・水・環境保全管理協定）、鳥取県、山口県、高知県の4活動組織から地域の取り組みの紹介があり、詰めかけた参加者は熱心に聞き入っていた。



多数の参加者があったシンポジウムの様子＝くにびきメッセ・国際会議場

■今月の主な予定

開催日	内 容	開催地
3月 2日(月)	島根県農村地域再生可能エネルギー推進協議会設立総会	県土連
3月 2日(月)	土地改良区役職員等研修会	県土連
3月 3日(火)	中国四国土地改良事業団体連合会協議会事務責任者会議	愛媛県
3月 6日(金)	島根県土地改良換地士部会	県土連
3月25日(水)	全国土地改良事業団体連合会通常総会 全国土地改良功労者表彰式(全土連主催)	東京都



水土里ネット島根（島根県土地改良事業団体連合会）

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 TEL 0852-32-4141
ホームページ<http://www.shimanedoren.or.jp/> メールsmndoren@shimanedoren.or.jp